## よしとみ応援給付金(1人あたり2万円)

	町民	新生児
対象者	令和2年10月16日から支給決定日(令和2年12月1日) まで引き続き本町の住民基本台帳に登録されている方	令和2年10月17日から令和3年4月1日までに生まれ、申請書提出日または支給決定日(令和2年12月1日)のいずれか遅い日まで引き続き本町の住民基本台帳に登録されているお子さま
支給対象者	上記の方がいる世帯の世帯主	
申請手続き	原則不要 令和2年4月28日以降に、世帯主や振込口座に変更がない方は、原則、特別定額給付金の振込口座へ振り込みます。 届出が必要な場合 ・令和2年4月28日以降に本町へ転入した場合 ・令和2年4月28日以降に世帯主が変更した場合 ・特別定額給付金の振込口座以外の口座に振込を希望する場合 ・給付を辞退する場合	必要 すでに出生届の提出が済んでいる方には、申請書を郵送します。今後、出生届を提出する方には役場窓口にて申請書をお渡しします。
給付時期	令和2年12月10日	受付後順次

問合せ:未来まちづくり課 24-1122